

# 街なみ環境整備事業／広島県尾道市

おの みち

## 尾道地区街なみ環境整備事業

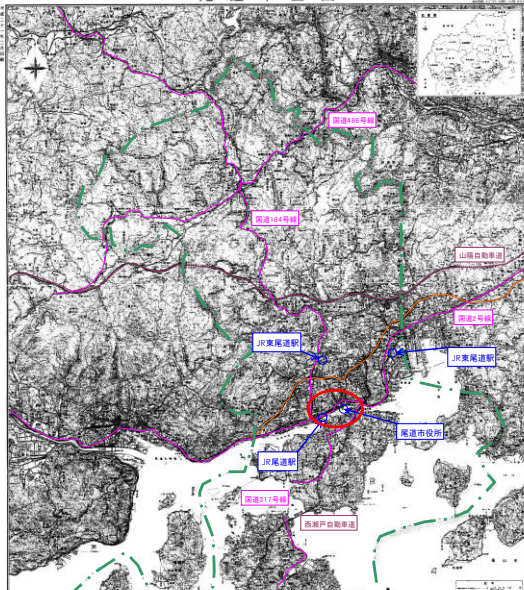
当地区は、平成19年4月1日から尾道市景観計画で景観重点地区を含む区域であり、眺望景観を保全するために、建築物等の形態意匠の規制を行っているほか、都市計画決定で同地区を景観地区とし建築物の高さ規制を設けている地区である。

また、尾道市屋外広告物条例により同地区内では屋上広告物の設置を禁止している。

今後も、本市の景観を市民共有財産として保全・創造しながら未来へ継承するとともに心豊かで潤いあるより良い住環境の整備が必要であるため、まちなみ環境整備事業を実施する。

位置図

尾道市全図



道路美装化

整備前



整備後



道路の美装化

### ■ 計画概要

事業内容: 地区面積 200.0ha

住宅等の修景

案内看板設置

空き家住宅等の除却

道路の美装化 等

事業期間: 平成24年度～平成33年度

事業主体: 広島県尾道市